



令和5年（2023年）度

東京電機大学電機学校同窓会 定時総会

日 時 令和5年4月22日（土） 15時00分～16時00分

- 第1号議案 令和4年度年度 事業報告承認の件
- 第2号議案 令和4年度 収支決算報告承認の件及び会計監査報告
- 第3号議案 令和5年度 事業計画（案）承認の件
- 第4号議案 令和5年度 収支予算（案）承認の件
- 第5号議案 会則の一部改正承認の件
- 第6号議案 役員改選承認の件
- 第7号議案 その他

電機学校校歌（大正10年10月制定）

文学博士 塩谷 温 作詞
東京音楽学校助教授 大塚 淳 作曲

(一)

(二)

(三)

千代田の宮に程^{ほど}近き

あした夕べにつどひよる

仰げば高し^{ふようほう}芙蓉峰

錦の街にそそり立つ

E C R の健男兒

望めば廣し太平洋

我等が電機學校は

坐しては研磨^{ふみ}の書を読み

この海山を心とし

明治四十^{しじゅう}の秋九月

起ちては奉仕の槌を振り

月の桂も手折^{た お}り得て

開きし日より扇なす

衣^{ころも}は油にまみるとも

機械の偉力示さなむ

末廣^{さか}がりに榮ゆなり

希望^{きぼう}にもゆる胸^{むね}の中^{うち}

電化^{みよ}の世界^{あらは}を實現さむ

電機學校校歌

塩谷 温先生 撰
大塚 淳先生 作曲

Moderato

1 ナ ヲ ダ ノ ミ ヤ ニー ホ ド チ カ キ ニ シ キ ノ マ チ ニー ソ リ タ ソ
2 あ し た タ ー ベ に つ ど ひ よ る E - C - R の 健 - 男 - 兒
3 仰 - ゲ バ タ カ シー フ ヨ ウ ホ ウ 望 - ノ バ ヒ ロ シー 太 - 平 - 洋

我 一 等 ガ デ ー ン キ 學 一 校 ハ 明 一 治 四 十 ノ ア キ 九 ヶ ツ
坐 して は け ん の ふ み を よ み 起 ち て は 奉 仕 の つ ら を ふ り
コ ノ ウ ミ ヤ マ マ コ ロ ト シ ツ キ ノ カ ツ ヲ モ 手 折 り 得 タ

ヒ ラ キ シ 日 ヲ リ ア フ キ ナ ス ム エ ヒ ロ ガ リ ニ ケ カ ユ ナ ソ
こ ろ も は お ぐ ら に ま み る と も き ば う に も ゆ る む ね の う ら
キ カ イ ノ イー ク シ メ サ ナ ム ナ ン 化 ノ ミ ヨ ヲ ア ラ ハ サ ム

第 1 号議案

令和4年度 事業報告

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

日にち	事業内容		会場他
	主題	内訳	
令和4年 4月1日(金)	令和3年度 第3回幹事会	①令和3年度決算について ②令和4年度定期総会の運営について	校友会会議室
4月23日(土)	令和4年度 定期総会 (出席者：8名)	第1号議案 令和3年度事業報告 第2号議案 令和3年度収支決算報告 ・会計監査報告 第3号議案 令和4年度事業計画(案) 第4号議案 令和4年度収支予算(案)	1号館2階 1204室
11月29日(火)	令和4年度 第1回幹事会	①令和4年度上期決算について ②学校法人東京電機大学サポート募金 への寄付について ③会則の一部改定について ④令和4年度下期の運営について	校友会会議室
12月16日(金)	サポート募金へ寄付	学校法人東京電機大学サポート募金 (使途区分奨学金)へ20万円を寄付	経理部募金事業室
令和5年 4月4日(火)	令和4年度 第2回幹事会	①令和4年度決算について ②令和5年度・6年度役員について ③令和5年度定期総会の運営について	校友会会議室

※上記の他に、校友会総会および校友会定例理事会ならびに各委員会に出席

第2号議案

令和4年度電機学校同窓会収支決算報告書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1. 収支の部

(円)

収 入 の 部			支 出 の 部		
項 目	予算額	決算額	項 目	予算額	決算額
校友会援助金	1,000,000	0	クラス会補助金	30,000	10,000
研修会収入	150,000	0	総 会 費	200,000	21,102
役員会会費収入	10,000	0	会 議 費	300,000	54,840
寄付金等	60,000	0	通 信 費	40,000	9,810
受取利子等	10	9	慶 弔 費	100,000	31,664
			見学研修費	500,000	0
			備品維持・修繕費	60,000	52,040
			雑 費	50,000	0
			予備費	0	0
			事業支援積立金	200,000	0
前年度繰越金	322,867	322,867	次年度繰越金	62,877	143,420
収入合計	1,542,877	322,876	支出合計	1,542,877	322,876

2. 財産目録

(円)

項 目	令和4年度3月末	令和3年度末	増 減
普通預金（ゆうちょ銀行）	47,950	247,941	△ 199,991
小 口 現 金	95,470	74,926	20,544
小 計	143,420	322,867	△ 179,447
事業支援積立金	500,000	700,000	△ 200,000
合 計	643,420	1,022,867	△ 379,447

3. 事業支援積立金

(円)

執行状況	200,000×9回（平成25年度から令和3年度の9年分） －500,000（平成28年度東京電機大学寄付金） －300,000（令和2年度東京電機大学サポート募金） －300,000（令和3年度東京電機大学サポート募金） －200,000（令和4年度東京電機大学サポート募金） ＝500,000
------	---

令和4年度会計監査報告

会計監査の結果、公正且つ適正に処理されていることを認めます。

令和5年4月4日

会計監査 越 原 信 夫
 藤 井 幸 太 郎

第3号議案

令和5年度電機学校同窓会 事業計画（案）

（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

1. 総会 令和5年4月22日（土） 15時00分～16時00分
東京千住キャンパス 1号館2階 1204室
2. 幹事会 随時開催（月1回開催予定）
3. 各委員会 総務委員会
事業委員会
経理委員会
4. 見学研修会の実施
5. クラス会・クラブOB会開催の促進と援助
6. 同窓会会員の校友会加入への促進
7. 広報活動・校友会「しおり」年1回発行、「工学情報」年2回発行への参画

第4号議案

令和5年度電機学校同窓会 収支予算（案）

（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（円）

収入の部			支出の部		
項目	予算額	前年度予算額	項目	予算額	前年度予算額
校友会補助金	1,000,000	1,000,000	クラス会補助金	30,000	30,000
研修会収入	150,000	150,000	総会費	200,000	200,000
役員会会費収入	10,000	10,000	会議費	300,000	300,000
寄付金等	60,000	60,000	通信費	40,000	40,000
受取利子等	10	10	慶弔費	100,000	100,000
			見学研修費	500,000	500,000
			備品維持・修繕費	60,000	60,000
			雑費	50,000	50,000
			予備費	0	0
			事業支援積立金	0	200,000
前年度繰越金	143,420	322,867	次年度繰越金	83,430	62,877
収入合計	1,363,430	1,542,877	支出合計	1,363,430	1,542,877

（円）

事業支援積立金		500,000
---------	--	---------

第5号議案

東京電機大学電機学校同窓会会則の一部改正について

1. 一部改正の目的

本会の会計を監査する「会計監査」が規定されていなかったこと、総会の議長を会長に指定することから、これを規定するため本会則の一部を改正する。

また、附則に記載ある「改定」を会則18条に基づき「改正」に改める。

2. 一部改正の主な内容

- (1) 第6条（役員の構成）第3項に、会計監査2名以内を置くことを規定する。
- (2) 第7条（役員の選任）第2項に、会計監査を追加する。
- (3) 第8条（役員の職務）第4項に、会計監査の職務を規定する。
- (4) 第13条（総会）第2項に、総会の議長を会長に指定することを規定する。
- (5) 附則に記載ある「改定」を会則18条（改正）に基づき「改正」に改める。

3. 施行日

この会則は、定時総会において決議した日をもって改正し、同日より施行する。

以 上

東京電機大学電機学校同窓会会則 新旧対照表

新	旧
第1章 名称および事務所所在地 (名称) 第1条 本会は、東京電機大学電機学校同窓会と称する。 (事務所) 第2条 本会は、事務所を東京都足立区千住旭町5番東京電機大学校友会内に置く。 第2章 目的 (目的) 第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員と母校との連繫を緊密にし、学校法人東京電機大学の事業遂行並びに発展に寄与することを目的とする。 第3章 会員 (構成員) 第4条 本会の会員は、正会員および特別会員よりなる。 (1) 正会員は、東京電機大学電機学校（旧電機学校を含む）の卒業生とする。 (2) 特別会員は、東京電機大学電機学校の元教職員（正会員である者を除く）および本会に特に功労のあった者で、幹事会の推薦を受けた者とする。 (議決権等) 第5条 正会員は、東京電機大学電機学校同窓会総会（以下「総会」という。）の構成員となり、1個の議決権、選挙権および被選挙権を有する。 2 特別会員は、議決権、選挙権および被選挙権を有しない。 3 特別会員は、本会の求めに応じて意見を述べることができる。 第4章 役員等 (役員の構成) 第6条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長1名、副会長4名以内を置く。 (2) 幹事として若干名を置く。(ただし、第1号の	第1条～第5条 一略— 第6条 本会に次の役員を置く。 第1号および第2号 一略—

役員は幹事を兼務するものとする。) <u>(3) 会計監査として2名以内を置く。</u> (役員等の選任) 第7条 会長および副会長は、幹事会の互選により推薦し、総会において選出する。 2 幹事<u>および会計監査</u>は、正会員の中から幹事会で選出し、総会の承認を得るものとする。 (役員の職務) 第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、幹事会の議長となる。 2 副会長は、会長の任務を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の任務を代行する。 3 幹事は、会務を分担し、本会の運営にあたる。 <u>4 会計監査は、本会の会計を監査する。</u> (役員の任期) 第9条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 2 役員に欠員を生じ会務に支障のあるときは、第7条の規定に従い、必要に応じて、これを補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、後任に業務引継をするまでは、その職務を行う。 (名誉会長等) 第10条 本会に名誉会長1名を置くことができる。 2 本会に顧問若干名および参与若干名を置くことができる。 (名誉会長等の選任・職務) 第11条 名誉会長および顧問は、東京電機大学電機学校長の歴任者、特別会員および参与の中から会長が推薦する。 2 参与は、会員として功労のあった者のうちから、総会の承認を経て、会長が推薦する。 3 名誉会長、顧問および参与は、本会の求めに応じて意見を述べるることができる。 第5章 会議 (会議の種類) 第12条 会議は、総会、および幹事会とする。 (総会) 第13条 定時総会は、毎年1回会長がこれを招集し、次の事項についての決議を行う。 (1) 本会の役員等の選出・承認	第3号を新たに規定する。 (役員等の選任) 第7条 会長および副会長は、幹事会の互選により推薦し、総会において選出する。 第2項に会計監査を追加する。 第8条 第1項から第3項 一略一 第4項を新たに規定する。 第9条から第12条 一略一 第13条 第1項 一略一
---	--

(2) 本会の事業報告および決算の承認 (3) 本会の事業計画および収支予算の承認 2 総会の議長は、<u>会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこれに当たる。</u> 3 総会で決議された事項については、校友会理事会に遅滞なく報告するものとする。 4 総会は、出席人数を以って成立し、その決議は、出席人数の過半数をもって行う。ただし、会則の改正についての決議は、出席人数の3分の2以上の多数をもって行う。 (幹事会) 第14条 幹事会は、役員により構成し、必要に応じて会長が招集し、会務を審議決定する。 2 幹事会は、議決権を有する構成員の過半数（委任状含む）の出席人数を以って成立し、その決議は、出席人数の過半数をもって行う。 第6章 委員会 (委員会) 第15条 会長は、業務遂行上必要あると判断した場合、幹事会の承認により、委員会を設けることができる。 2 委員会の委員は、幹事の中から、会長が委嘱する。 3 当該委員会を開催した都度、会長にその結果を報告するものとする。 第7章 会計 (経費) 第16条 本会の活動費用に充てるための経費は、校友会から交付された資金をもって充当する。 2 諸会合に要する経費は、その実費を会員から徴収することができる。 (事業年度) 第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。 第8章 会則の改正および委任 (改正) 第18条 この会則の改正は、総会の決議を経て行う。 (委任) 第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は幹事会の承認により、会長が別に定めるものと	議長を会長に指定する。 第13条第3項以降 一略一
--	---

する。 附 則 1 昭和 39 年 7 月 制定 2 平成 4 年 6 月 一部改正 3 平成 12 年 4 月 一部改正 4 平成 14 年 4 月 一部改正 5 平成 17 年 4 月 一部改正 6 平成 19 年 4 月 一部改正 7 平成 23 年 4 月 一部改正 附 則 8 平成 25 年 4 月 27 日 一部変更 この会則の変更は、一般社団法人東京電機大 学校友会の設立の登記の日から施行する。 附 則 9 平成 28 年 4 月 23 日 一部改正 <u>附 則</u> <u>10 令和 5 年 4 月 日 一部改正（第 6 条第 1</u> <u>項第 3 号、第 7 条第 2 項、第 8 条第 3 項、第 13 条第</u> <u>2 項）</u>	附則に記載ある「改定」を会則 18 条（改正）に基 づき「改正」に改める。
---	--

第 6 号議

令和 5 年・6 年度 電機学校同窓会 役員・幹事（案）

No.	氏名	卒年	役職	担当その他	備 考
1	我孫子 篤	平成2年	第13代会長	平成29年6月から	校友会理事
2	今村 榮一	昭和41年	副会長 幹事	事業委員長	校友会理事
3	安藤 志朗	昭和44年	副会長 幹事	総務委員長 経理委員長	
4	毛内 正晴	平成4年	副会長 幹事	事業委員	
5	越原 信夫	昭和38年	会計監査		校友会理事
6	藤井 幸太郎	昭和33年	会計監査		
7	斎藤 隆	昭和42年	幹事	総務委員	
8	菅野 敏雄	昭和53年	幹事	事業委員	
9	井上 礼次	平成元年	幹事	事業委員	
10	鈴木 信行	昭和52年	幹事		
11	佐藤 盛雄	昭和43年	幹事	事業委員	
12	柏原 濱五郎	昭和30年	幹事		
13	窪田 輝巳	昭和48年	幹事・顧問	第11代会長 (平成26年)	
14	高島 勉	昭和43年	幹事・顧問	第10代会長 (平成22年～25年)	
15	小林 健治	昭和36年	幹事・顧問	第8代会長 (平成7年～12年)	

東京電機大学電機学校同窓会 会則

第1章 名称および事務所所在地

(名称)

第1条 本会は、東京電機大学電機学校同窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都足立区千住旭町5番東京電機大学校友会内に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員と母校との連繫を緊密にし、学校法人東京電機大学の事業遂行並びに発展に寄与することを目的とする。

第3章 会員

(構成員)

第4条 本会の会員は、正会員および特別会員よりなる。

- (1) 正会員は、東京電機大学電機学校（旧電機学校を含む）の卒業生とする。
- (2) 特別会員は、東京電機大学電機学校の元教職員（正会員である者を除く）および本会に特に功労のあった者で、幹事会の推薦を受けた者とする。

(議決権等)

第5条 正会員は、東京電機大学電機学校同窓会総会（以下「総会」という。）の構成員となり、1個の議決権、選挙権および被選挙権を有する。

- 2 特別会員は、議決権、選挙権および被選挙権を有しない。
- 3 特別会員は、本会の求めに応じて意見を述べることができる。

第4章 役員等

(役員の構成)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長4名以内を置く。
- (2) 幹事として若干名を置く。（ただし、第1号の役員は幹事を兼務するものとする。）
- (3) 会計監査として2名以内を置く。

(役員等の選任)

第7条 会長および副会長は、幹事会の互選により推薦し、総会において選出する。

- 2 幹事および会計監査は、正会員の中から幹事会で選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、幹事会の議長となる。

- 2 副会長は、会長の任務を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の任務を代行する。
- 3 幹事は、会務を分担し、本会の運営にあたる。
- 4 会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じ会務に支障のあるときは、第7条の規定に従い、必要に応じて、これを補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、後任に業務引継をするまでは、その職務を行う。

(名誉会長等)

第10条 本会に名誉会長1名を置くことができる。

- 2 本会に顧問若干名および参与若干名を置くことができる。

(名誉会長等の選任・職務)

第11条 名誉会長および顧問は、東京電機大学電機学校長の歴任者、特別会員および参与の中から会長が推薦する。

- 2 参与は、会員として功労のあった者のうちから、総会の承認を経て、会長が推薦する。
- 3 名誉会長、顧問および参与は、本会の求めに応じて意見を述べるができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第12条 会議は、総会、および幹事会とする。

(総会)

第13条 定時総会は、毎年1回会長がこれを招集し、次の事項についての決議を行う。

- (1) 本会の役員等の選出・承認
- (2) 本会の事業報告および決算の承認
- (3) 本会の事業計画および収支予算の承認
- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこれに当たる。
- 3 総会で決議された事項については、校友会理事会に遅滞なく報告するものとする。
- 4 総会は、出席人数を以って成立し、その決議は、出席人数の過半数をもって行う。ただし、会則の改正についての決議は、出席人数の3分の2以上の多数をもって行う。

(幹事会)

第14条 幹事会は、役員により構成し、必要に応じて会長が招集し、会務を審議決定する。

- 2 幹事会は、議決権を有する構成員の過半数（委任状含む）の出席人数を以って成立し、その決議は、出席人数の過半数をもって行う。

第6章 委員会

(委員会)

- 第15条 会長は、業務遂行上必要あると判断した場合、幹事会の承認により、委員会を設けることができる。
- 2 委員会の委員は、幹事の中から、会長が委嘱する。
- 3 当該委員会を開催した都度、会長にその結果を報告するものとする。

第7章 会計

(経費)

- 第16条 本会の活動費用に充てるための経費は、校友会から交付された資金をもって充当する。
- 2 諸会合に要する経費は、その実費を会員から徴収することができる。

(事業年度)

- 第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第8章 会則の改正および委任

(改正)

- 第18条 この会則の改正は、総会の決議を経て行う。

(委任)

- 第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は幹事会の承認により、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 昭和39年7月 制定
- 2 平成4年6月 一部改正
- 3 平成12年4月 一部改正
- 4 平成14年4月 一部改正
- 5 平成17年4月 一部改正
- 6 平成19年4月 一部改正
- 7 平成23年4月 一部改正

附 則

- 8 平成25年4月27日 一部変更
- この会則の変更は、一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 9 平成28年4月23日 一部改正

附 則

- 10 令和5年4月22日 一部改正（第6条第1項第3号、第7条第2項、第8条第3項、第13条第2項）